

議案第49号 説明資料

幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
○幕別町子ども医療費助成条例 (昭和47年 3 月24日 条例第 4 号) 第 1 条 略 (用語の意義) 第 2 条 この条例において「子ども」とは、<u>12歳に達する日</u>以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。 2 ～ 6 略 (対象者) 第 3 条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する子ども（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者）で次の各号に該当する者とする。 (1)～(3) 略 <u>(4) 所得の額が規則で定める額以上である保護者（子どもの生計を主として維持する者に限る。）に監護されている子どもでないこと。</u> 第 4 条～第11条 略	○幕別町子ども医療費助成条例 (昭和47年 3 月24日 条例第 4 号) 第 1 条 略 (用語の意義) 第 2 条 この条例において「子ども」とは、<u>15歳に達する日</u>以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者をいう。 2 ～ 6 略 (対象者) 第 3 条 この条例による医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、本町に住所を有する子ども（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）による住民票に記録されている者）で次の各号に該当する者とする。 (1)～(3) 略 第 4 条～第11条 略

幕別町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の概要

「条例」・・・・幕別町子ども医療費助成条例（昭和47年条例第4号）

改正項目	関係条項	改正の内容	施行年月日																																				
助成対象者及び対象要件	条例第2条第1項	○助成対象年齢の引上げ 対象年齢としている「12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」を「15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者」に改める。	平成27年10月1日（平成27年10月1日以後の医療に係る医療費の助成について適用）																																				
	条例第3条第4号	○所得制限の撤廃 対象要件としている所得制限（児童手当法施行令に規定する所得額を超えていないこと）を 撤廃する。 ※子ども医療費助成制度の所得制限額（児童手当法施行令） <table><tr><th>扶養親族等の数</th><th>所得の限度額</th></tr><tr><td>0人</td><td>6,220,000円</td></tr><tr><td>1人</td><td>6,600,000円</td></tr><tr><td>2人</td><td>6,980,000円</td></tr><tr><td>3人</td><td>7,360,000円</td></tr></table> 1人増えるごとに、380千円を追加する。 (改正前) <table><tr><td>対象者</td><td colspan="2">12歳に達する日以後の最初の3月31日まで</td></tr><tr><td>対象者の所得要件</td><td colspan="2">児童手当法（特例給付）準拠</td></tr><tr><td rowspan="3">自己負担</td><td>未就学児</td><td>入院時の食事療養費標準負担額</td></tr><tr><td>就学児（小学生）</td><td>入院時の食事療養費標準負担額</td></tr><tr><td>就学児（中学生）</td><td>3割 入院時の食事療養費標準負担額</td></tr><tr><td>助成対象となる医療費</td><td colspan="2">すべての医療費</td></tr></table> ➡ (改正後) <table><tr><td colspan="2">15歳に達する日以後の最初の3月31日まで</td></tr><tr><td colspan="2">なし</td></tr><tr><td>未就学児</td><td>入院時の食事療養費標準負担額</td></tr><tr><td>就学児（小学生）</td><td>入院時の食事療養費標準負担額</td></tr><tr><td>就学児（中学生）</td><td>入院時の食事療養費標準負担額</td></tr><tr><td colspan="2">すべての医療費</td></tr></table>		扶養親族等の数	所得の限度額	0人	6,220,000円	1人	6,600,000円	2人	6,980,000円	3人	7,360,000円	対象者	12歳に達する日以後の最初の3月31日まで		対象者の所得要件	児童手当法（特例給付）準拠		自己負担	未就学児	入院時の食事療養費標準負担額	就学児（小学生）	入院時の食事療養費標準負担額	就学児（中学生）	3割 入院時の食事療養費標準負担額	助成対象となる医療費	すべての医療費		15歳に達する日以後の最初の3月31日まで		なし		未就学児	入院時の食事療養費標準負担額	就学児（小学生）	入院時の食事療養費標準負担額	就学児（中学生）	入院時の食事療養費標準負担額
扶養親族等の数	所得の限度額																																						
0人	6,220,000円																																						
1人	6,600,000円																																						
2人	6,980,000円																																						
3人	7,360,000円																																						
対象者	12歳に達する日以後の最初の3月31日まで																																						
対象者の所得要件	児童手当法（特例給付）準拠																																						
自己負担	未就学児	入院時の食事療養費標準負担額																																					
	就学児（小学生）	入院時の食事療養費標準負担額																																					
	就学児（中学生）	3割 入院時の食事療養費標準負担額																																					
助成対象となる医療費	すべての医療費																																						
15歳に達する日以後の最初の3月31日まで																																							
なし																																							
未就学児	入院時の食事療養費標準負担額																																						
就学児（小学生）	入院時の食事療養費標準負担額																																						
就学児（中学生）	入院時の食事療養費標準負担額																																						
すべての医療費																																							